

香川大学農学部体育施設使用について（申合せ）

- 1 香川大学農学部体育館、運動場及びテニスコート（以下「体育施設」という。）の使用については、香川大学所属国有財産取扱規程及び香川大学国有財産臨時使用規定によるほか、この申合せの定めるところによる。
- 2 体育施設は、授業で使用するほか、次の各号に該当する者が原則として体育振興を目的として使用する場合に、次の順位により使用を許可することができる。
 - （1）本学の学生又は職員の団体が使用するとき。
 - （2）本学所属団体が他の団体と共同して使用するとき。
 - （3）他の大学若しくは学校、又は官公署が使用するとき。
 - （4）前各号以外の体育団体が使用するとき。
- 3 体育施設の使用日時は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月28日から翌年1月4日までを除いた日（以下「平日」という。）の8時30分から21時まで（屋外施設の使用については、7時から日没まで）とする。

ただし、あらかじめ申し出のあった授業、所属団体の使用については、又は農学部長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 体育施設を使用しようとする者は、平日に使用する場合（定期的に使用する場合を除く。）及び授業で使用する場合を除き別に定める使用願（様式1号）を使用日の30日前から3日前の間に学務係に提出し、農学部長の許可を受けなければならない。

ただし、第2項第3号及び第4号の使用にかかるものについては、香川大学国有財産臨時使用規定に定める第1号様式（国有財産臨時使用願）を会計係に提出し、学長の許可を受けなければならない。

なお、継続的な使用は1か月単位とする。
- 5 前項の願出を許可したときは、別に定める使用許可書（様式2号）を交付するものとする。

ただし、軽易なものについては口頭によることができる。
- 6 体育施設を使用するときは、学務係備え付けの鍵貸出簿に所要事項を記入の上、学生にあつては学生証、職員にあつては身分証明書（以下「証明書」という。）と引き換えに体育施設の鍵を学務係から受領し、使用後は鍵を学務係（時間外（平日の8時30分から17時以外）は警務員）に返還し、預けていた証明書を受け取ることとする。
- 7 体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、第2項第3号及び第4号による使用者は、別に定めるところの使用料を使用前に会計係に納付しなければならない。
- 8 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第3者に使用させてはならない。
- 9 使用者が、次の各号の1に該当するときは、使用許可を取り消し、使用を中止させ、使用者を退場させ、又は使用日時を変更させることができる。この場合、使用者のいかな

る損害についても本学部はその責を負わない。

- (1) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (2) 体育の授業その他本学が使用する必要が生じたとき。
- (3) 当該使用心得を遵守しないと認めたとき。
- (4) 施設の管理運営上必要があると認めたとき。
- (5) その他使用させることが適当でないと認めたとき。

10 使用者は、使用終了後、施設、設備を速やかに使用前の状態に復さなければならない。

なお、使用者が、故意又は過失によって施設、器具等を破損し、又は滅失したときは、本学部の指示に従い速やかに復旧し、又はその損害額に相当する金額を弁償しなければならない。

11 使用者は、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

12 この申合せに定めるもののほか、農学部体育施設の使用について必要な事項は学部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。